

Japan Radiology Assessment 2026

～検査編～

- 冠動脈インターベンション
- 超音波検査
- 骨塩定量検査
- 穿刺・検体採取
- 生検
- 副腎静脈サンプリング

* 変更箇所、注意点は赤字で示す。

冠動脈インターベンション

令和8年診療報酬改定（2026）

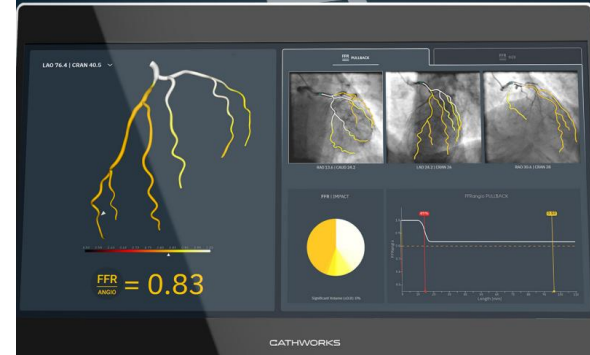
D206 心臓カテーテル法による諸検査

1. 右心カテーテル法	3,600点
2. 左心カテーテル法	4,000点
卵円孔・欠損孔加算	800点
ブロッケンブロー加算	2,000点
伝導機能検査加算	400点
ヒス束心電図加算	400点
診断ペーシング加算	400点
期外刺激法加算	800点
冠攣縮誘発薬物負荷試験加算	800点
冠動脈造影加算	1,400点
冠微小循環評価加算	150点
血管内超音波検査、血管内光断層撮影加算、血管内近赤外線分光法検査加算	400点
冠動脈血流予備能測定検査加算	600点
冠動脈血流予備能測定検査加算（循環動態解析装置）	7,200点
血管内視鏡検査加算	400点
心腔内超音波検査加算	400点

冠動脈インターベンション

疑義解釈

FFR-Angio



Q.区分番号「D 2 0 6」心臓カテーテル法による諸検査の注5に規定する冠動脈血流予備能測定検査加算（循環動態解析装置）における「関連学会の定める指針」とは、具体的には何を指すのか。

A.現時点では、日本循環器学会、日本医学放射線学会、日本核医学会、日本画像医学会、日本冠疾患学会、日本小児循環器学会、日本心エコー図学会、日本心血管インターベンション治療学会、日本心血管画像動態学会、日本心臓核医学会、日本心臓病学会、日本超音波医学会、日本動脈硬化学会、日本不整脈心電学会及び日本脈管学会の「慢性冠動脈疾患診断ガイドライン」を指す。

厚生労働省事務連絡0331疑義解釈その1

製品特徴

出典：企業提出資料(一部改変)

- 冠動脈造影像からFFRango値を算出できる。
- 本品は、カテーテル室に設置する装置であり、院外へデータを転送することなく、その場で結果を算出することができる。
- 任意の部分を選択すれば、その部位のFFRango値を表示できる。



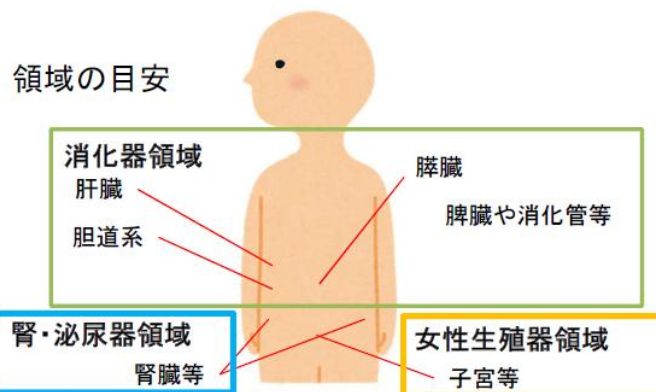
臨床上の有用性

- 現在、FFR測定は、血流予備量比コンピューター断層撮影又は冠動脈造影検査時に圧センサー付ガイドワイヤーによって行われている。
- 本品は、圧センサー付ガイドワイヤーと比較し、侵襲度が低い等の有用性がある。

	感度	特異度
海外での結果	93.5%	91.2%
日本での結果	92.3%	92.4%
FFR値測定による影響	圧センサー付きガイドワイヤー	本品
侵襲性及び血管損傷リスク	ワイヤー挿入により増加	追加の侵襲性やリスクなし
手技時間の延長	15分程度	10分程度
ワイヤーや薬剤	必要	不要
多枝病変への対応	対応困難	対応可能

超音波検査

D215 1	Aモード	150点
D215 2	断層撮影法（心臓超音波検査を除く）	
	イ 訪問診療時に行った場合	400点
	ロ その他の場合	
	（1）胸腹部	530点
	（2）下肢血管	450点
	（3）その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管）	350点
	造影剤使用加算	180点
	パルスドプラ法加算	150点



請求不可

- 記録に要した費用
 - フィルム代、印画紙代、記録紙代、デープ代等

超音波検査

D215 3 心臓超音波検査		
	イ 経胸壁心エコー法	880点
	ロ Mモード法	500点
	ハ 経食道心エコー法	1,500点
	ニ 胎児心エコー法	300点
	胎児心エコー法診断加算	1,000点
	ホ 負荷心エコー法	2,010点
造影剤使用加算		180点
請求不可		
●記録に要した費用 ●フィルム代、印画紙代、記録紙代、テープ代等		

超音波検査

D215 4 ドプラ法（1日につき）		
	イ 胎児心音観察、末梢血管血行動態検査	20点
	ロ 脳動脈血流速度連続測定	150点
	微小栓子シグナル加算	150点
	ハ 脳動脈血流速度マッピング法	400点
D215 5 血管内超音波法		4,290点
請求不可		
- 呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタクスコープ、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、透視、造影剤注入手技料、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用 - 同一月中に行った血管内視鏡検査		

超音波検査

算定要件

- (1) 「1」から「5」までに掲げる検査のうち2以上のものを同一月内に同一の部位について行った場合、同一月内に2回以上行った場合の算定方法の適用においては、同一の検査として扱う。
- (2) 超音波検査を同一の部位に同時に2以上の方法を併用する場合は、主たる検査方法により1回として算定する。また、同一の方法による場合は、部位数にかかわらず、1回のみの算定とする。
- (3) 超音波検査（「3」の「二」の胎児心エコー法を除く。）を算定するに当たっては、当該検査で得られた主な所見を診療録に記載すること又は検査実施者が測定値や性状等について文書に記載すること。なお、医師以外が検査を実施した場合は、その文書について医師が確認した旨を診療録に記載すること。
- (4) 検査で得られた画像を診療録に添付すること。また、測定値や性状等について文書に記載した場合は、その文書を診療録に添付すること。
- (5) 超音波検査の記録に要した費用（フィルム代、印画紙代、記録紙代、テープ代等）は、所定点数に含まれる。

超音波検査

算定要件

- (6) 体表には肛門、甲状腺、乳腺、表在リンパ節等を含む。
- (7) 区分番号「C 0 0 1」在宅患者訪問診療料(Ⅰ)又は区分番号「C 0 0 1 - 2」在宅患者訪問診療料(Ⅱ)を算定した日と同一日に、患家等で断層撮影法（心臓超音波検査を除く。）を行った場合は、部位にかかわらず、「2」の「イ」の訪問診療時に行った場合を月1回に限り算定する。
- (8) 「2」の「ロ」の「(1)」の胸腹部を算定する場合は、検査を行った領域について診療報酬明細書の摘要欄に該当項目を記載すること。複数領域の検査を行った場合は、その全てを記載すること。また、カに該当する場合は、具体的な臓器又は領域を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
 - ア 消化器領域 イ 腎・泌尿器領域 ウ 女性生殖器領域
 - エ 血管領域（大動脈・大静脈等） オ 腹腔内・胸腔内の貯留物等 カ その他
- (9) 「2」の断層撮影法（心臓超音波検査を除く。）において血管の血流診断を目的としてパルスドプラ法を併せて行った場合には、「注2」に掲げる加算を算定できる。
- (10) 「3」の心臓超音波検査の所定点数には、同時に記録した心音図、脈波図、心電図及び心機図の検査の費用を含む。

超音波検査

算定要件

- (11) 「3」の心臓超音波検査の所定点数にはパルスドプラ法の費用が含まれており、別に算定できない。
- (12) 「3」の心臓超音波検査以外で、断層撮影法とMモード法を併用した場合の点数算定は、「2」の「ロ」の「(1)」により算定する。
- (13) 「3」の「ロ」Mモード法はMモード法のみで検査を行った場合に算定する。「3」の心臓超音波検査以外で、Mモード法のための検査を行った場合は、「3」の「ロ」により算定する。
- (14) 「3」の「ニ」の胎児心エコー法は、胎児の心疾患が強く疑われた症例に対して、循環器内科、小児科又は産婦人科の経験を5年以上有する医師（胎児心エコー法を20 症例以上経験している者に限る。）が診断又は経過観察を行う場合に算定し、「注2」の胎児心エコー法診断加算は、当該検査に伴って診断を行った場合に限り算定する。その際当該検査で得られた主な所見を診療録に記載すること。また、「4」の「イ」の胎児心音観察に係る費用は所定点数に含まれており、別に算定できない。
- (15) 「3」の「ホ」の負荷心エコー法には、負荷に係る費用が含まれており、また併せて行った区分番号「D 2 1 1」トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査は別に算定できない。

超音波検査

算定要件

- (16) 「４」の「イ」の末梢血管血行動態検査は、慢性動脈閉塞症の診断及び病態把握のために行った場合に算定する。
- (17) 「４」の「ロ」の脳動脈血流速度連続測定とは、経頭蓋骨的に連続波又はパルスドプラーを用いて、ソノグラムを記録して血流の分析を行う場合をいう。
- (18) 「４」の「ハ」の脳動脈血流速度マッピング法とは、パルスドプラーにより脳内動脈の描出を行う場合をいう。
- (19) 「５」の血管内超音波法の算定は次の方法による。
ア 検査を実施した後の縫合に要する費用は所定点数に含まれる。
イ 本検査を、左心カテーテル検査及び右心カテーテル検査と併せて行った場合は、左心カテーテル検査及び右心カテーテル検査の所定点数に含まれる。
ウ エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号「E 4 0 0」フィルムの所定点数により算定する。
エ 区分番号「D 2 2 0」呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープの費用は、所定点数に含まれる。
- (20) 「注１」における「造影剤を使用した場合」とは、静脈内注射、動脈注射又は点滴注射により造影剤を使用し検査を行った場合をいう。また、「３」の心臓超音波検査においては、心筋虚血の診断を目的とした場合に算定できる。この場合、心筋シンチグラフィを同一月に実施した場合には主たるもののみ算定する。

超音波検査

D215-2 肝硬度測定

200点

算定要件

- 薬事承認または認証を得ているものを使用する
- 肝硬変患者（肝硬変が疑われる患者を含む）に対し、肝臓の硬さを非侵襲的に測定
- 原則として3月に1回に限り算定
- 医学的に必要な場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的根拠を記載

D215-3 超音波エラストグラフィ

200点

算定要件

- 薬事承認または認証を得ているものを使用する
- 肝硬変患者（肝硬変が疑われる患者を含む）に対し、肝臓の線維化を非侵襲的に測定
- 原則として3月に1回に限り算定
- 医学的な必要性から、別途肝硬度測定を算定する必要がある場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的根拠を記載
- 同一患者につき、肝硬度測定を3月以内に行った場合は、所定点数に含まれる。

超音波検査

D215-4 超音波減衰法検査

200点

算定要件

- 薬事承認または認証を得ているものを使用する
- 脂肪性肝疾患の患者であって慢性肝炎又は肝硬変の疑いがある者に対し、肝臓の脂肪量を評価した場合
- 原則として3月に1回に限り算定
- 関係学会が定めるガイドラインを踏まえて適切に行うこと
- 肝硬度測定又は超音波エラストグラフィーについて同一患者につき当該検査実施日より3月以内に行われたものの費用は、原則として所定点数に含まれる。
- 医学的な必要性から別途肝硬度測定又は超音波エラストグラフィーを算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的根拠を記載

超音波減衰法検査

疑義解釈

Q.区分番号「D 2 1 5 - 4」超音波減衰法検査における「関係学会が定めるガイドライン」とは、具体的には何を指すのか

A.現時点では、日本消化器病学会・日本肝臓学会の「NAFLD／NASH診療ガイドライン」を指す。

骨塩定量検査

D217 1	DEXA法による腰椎撮影	360点
	大腿骨同時撮影加算（同一日）	90点
D217 2	REMS法（腰椎）	140点
	大腿骨同時撮影加算（同一日）	55点
D217 3	MD法、SEXA法等	140点
D217 4	超音波法	80点

算定要件

- 患者1人につき1年に1回に限り算定。
- 骨粗鬆症の治療を開始した日から起算して1年以内の場合、患者1人につき4月に1回算定。
- 大腿骨同時撮影加算は腰椎撮影及び大腿骨撮影を同一日に行った場合にのみ算定

骨塩定量検査

算定要件

- (1) 骨粗鬆症の診断及びその経過観察を行った場合であって、以下のアからカのいずれかに該当する患者については4月に1回に限り、その他の患者については1年に1回に限り算定する。
 - ア 骨粗鬆症の治療を開始した日から起算して1年以上の場合
 - イ 新たに骨折した場合
 - ウ 関係学会のガイドラインで示されている骨折危機因子が新規に増えた場合
 - エ ビスホスホネート薬治療の中断を検討する場合
 - オ グルココルチコイド、アロマターゼ阻害薬、抗アンドロゲン薬、骨形成促進薬等、骨減少または骨増加をきたす薬剤を投与する場合
 - カ 収集不良、全身性炎症性疾患、長期不動、人工閉経等、骨減少または骨増加をきたす疾患等を有する場合
- (2) 大腿骨同時撮影加算はDEXA法による腰椎撮影及び大腿骨撮影を同一日に行った場合にのみ算定できる。
- (3) REMS法による腰椎の骨塩定量検査を同一日に行った場合にのみ算定できる。
- (4) REMS法により腰椎及び大腿骨の骨塩定量検査を同一日に行った場合にのみ算定できる。
- (5) 「MD法、SEXA法等」の方法には、DEXA法、単一光子吸収法、二重光子吸収法、MD法、DIP法、SEXA法、単色X線光子を利用した骨塩定量装置による測定及びpQCTによる測定がある。
- (6) MD法による骨塩定量検査を行うことを目的として撮影したフィルムを用いて画像診断を併施する場合は、「MD法、SEXA法等」の所定点数又は画像診断手技料（E001写真診断及び002撮影）の所定点数のいずれか一方により算定する。ただし、E400フィルムの費用は、いずれの場合でも、手技料は別に算定できる。

* ステイロイド長期服用中の骨粗鬆症がない場合の腰痛症に対するD217骨塩定量検査の算定は、原則として認められない。

経皮的針生検

請求可能	請求不可
●CT撮影料：D409～D413	●超音波、心電図 ●生検針代

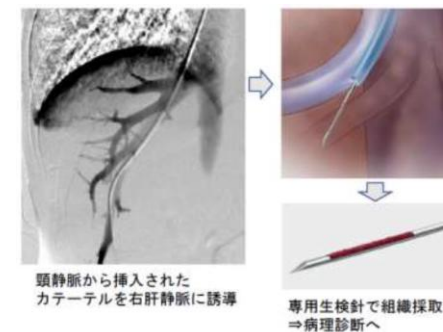
D404-2	骨髓生検	730点
D409	リンパ節等穿刺又は針生検	200点→ 240点
D409-2	センチネルリンパ節	
	併用	5,000点
	単独	3,000点
D410	乳腺穿刺又は針生検	
	生検針によるもの	690点
	その他	200点
D411	甲状腺	150点
D412	経皮的針生検法（透視、心電図検査及び超音波検査を含む）	1,600点→ 1,920点
D412-2	経皮的腎生検法	2,000点→ 2,400点
D412-3	経頸動脈的肝生検	13,000点
D413	前立腺針生検法	
	MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの	8,210点
	その他のもの	1,540点→ 1,848点

経頸静脈的肝生検

D412-3

経頸静脈的肝生検

13,000点



日本IVR学会提出資料より引用

算定要件

- 経皮的又は開腹による肝生検が禁忌となる出血傾向等を呈する患者に対して、経頸静脈的に肝組織の採取を行った場合
- 採取部位の数に関わらず所定点数のみ算定

施設基準

- (1) 放射線科又は消化器内科を標榜している保険医療機関
- (2) アからウの手術等について、合わせて50例以上（ただし、アの検査を1例以上含む）を術者として実施した経験を有する、放射線科又は消化器内科の経験を5年以上有する常勤の位置が配置されている。
ア D412-3 経頸静脈的肝生検
イ K615 血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等）
ウ K668-2 バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- (3) 診療放射線技師が配置されている
- (4) 急変時等の緊急事態に対応する他の体制その他当該検査を行うための体制が整備されている。

請求可能

- フィルム代

請求不可

- 写真診断を行った場合の
- 撮影料（透視及び造影剤注入手技を含む）
 - 診断料

前立腺針生検法

D413 前立腺針生検法

1 MRI撮影及び超音波検査融合によるもの

8,210点

2 その他

1,540点

算定要件

1 MRI撮影及び超音波検査融合によるもの

- MRI撮影及び超音波検査融合画像ガイド下で、前立腺に対する針生検を実施した場合に限り算定する。
- 超音波検査では検出できず、MRI撮影によってのみ検出できる病変が認められる患者に対して、当該病変が含まれる前立腺を生検する目的で実施した場合に限り算定できる。

施設基準

- (1) 泌尿器科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 専ら泌尿器科に従事し、4年以上の経験を有する医師が配置されていること。
当該医師は、前立腺針生検法（MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの）を主として実施する医師として5例以上の症例を実施していること。
- (3) 放射線科の経験を5年以上有している医師が1名以上配置されていること。
- (4) 当該療法に用いる医療機器について、適切に保守管理がなされていること。
- (5) 1.5テスラ以上のMRI装置を有していること。

経気管肺生検

D415	経気管肺生検法	4,800点
	ガイドシース加算	500点
	CT透視下気管支鏡検査加算	1,000点
	顕微内視鏡加算	1,500点
請求可能		請求不可
- フィルム代 - CT撮影料		- X線透視料 - 撮影料、診断料 - 気管支ファイバースコピーの点数

施設基準

CT透視下気管支鏡検査加算

- (1) 64列以上MDCT又は16列～64列MDCTの施設基準を届出済みである。
- (2) 経験5年以上の呼吸器内科又は呼吸器外科の常勤専門医
- (3) 診療放射線技師が配置されている。

経気管肺生検

D415-3	経気管肺生検法（ナビゲーションによるもの）	5,500点
D415-4	経気管肺生検法（仮想内視鏡を用いた場合）	5,000点
	ガイドシース加算 *ガイドシースを用いた超音波断層法を併せて行った場合	500点

算定要件

D415-3/D415-4 共通

- ・胸部X線検査において2cm以下の陰影として描出される肺末梢型小型病変が認められる患者
- ・到達困難な肺末梢型小型病変が認められる患者

請求可能

- CT撮影料

請求不可

- 気管支ファイバースコープの点数

副腎静脈サンプリング

D419 5 副腎静脈サンプリング (一連につき)

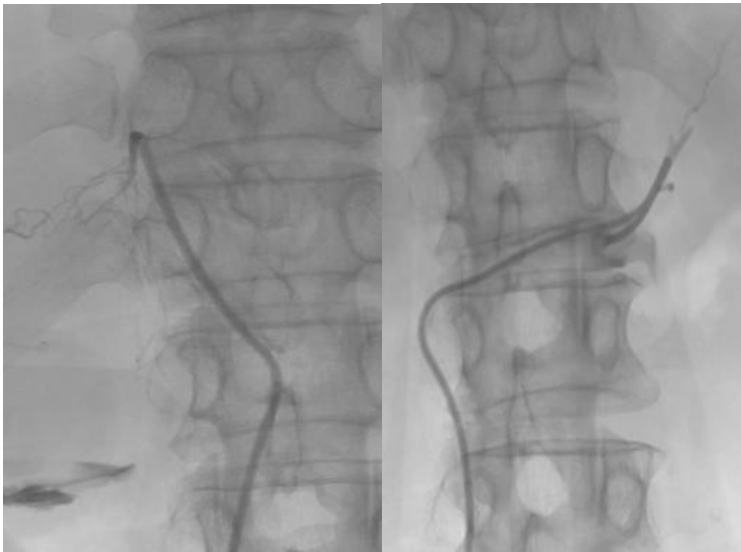
4,800点

乳幼児加算 (6歳未満)

1,000点

算定要件

- 原発性アルドステロン症及び原発性アルドステロン症合併クッシング症候群の患者に対して、副腎静脈までカテーテルを進め、左右の副腎静脈から採血を行った場合に算定する。
- 副腎静脈サンプリング実施時に副腎静脈造影を行った場合においては、血管造影等のエックス線診断の費用は、別に算定しない。
- 副腎静脈サンプリングで実施する血液採取以外の血液採取は、別に算定できない。



請求不可

- 画像診断の費用

Japan Radiology Assessment 2026

～検査編～

- 冠動脈インターベンション
- 超音波検査
- 骨塩定量検査
- 穿刺・検体採取
- 生検
- 副腎静脈サンプリング